

令和7年度

# 扶助費を支給します

御前崎市では、在宅のねたきり者(児)、認知症高齢者を介護している方等の家庭における生活の安定に寄与することを目的に扶助費を支給します。

|   | 種別                | 年額      | 支給の要件                                                         |
|---|-------------------|---------|---------------------------------------------------------------|
| A | ねたきり者(児)介護<br>扶助費 | 60,000円 | 在宅で、要介護3以上の認定、または身体障害者手帳1級に該当するねたきり者(児)を、常時付き添い介護している方(6か月以上) |
| B | 認知症高齢者介護<br>扶助費   | 60,000円 | 在宅で、要介護3以上の認定を受けた認知症の者を、常時付き添い介護している方(6か月以上)                  |
| C | 交通・労務災害遺児<br>扶助費  | 15,000円 | 交通・労務災害の遺児で義務教育終了前の児童を扶養している方(世帯所得500万円以下)                    |

※支給対象は在宅の方のみ、生活保護受給者は除きます。

重度障害者(児)扶助費は制度見直しのため、令和6年度をもって、廃止となりました。



該当する方は、お住いの地区の担当の  
民生委員を通じて申請をお願いします。

- 担当の民生委員の連絡先が分からない方は、福祉課まで御確認ください。
- 支給決定には審査があり、必ず支給決定されるものではありません。
- 支給月は9月・3月(年額を分割して支給)です。この月の初日において、支給要件を満たしていることが必要となります。

申請期間

令和7年5月1日～令和7年5月30日

※6月以降も受付可能ですが、申請月からの月割の支給となります

問合せ先 福祉課 社会福祉係 ☎0537-85-1121